

ファクトシート

ASEAN 統合に向けた優先取り組み分野 (2007年11月22日)

■ 12の統合優先分野

ASEANは、2015年までの「ASEAN経済共同体」実現に向けた具体的措置として、12の「優先分野」に重点を置いて、先行して統合を進めている。2004年11月の第10回ASEAN首脳会議の「ビエンチャン行動計画」で謳われた11の優先分野ならびに2007年8月の第39回ASEAN経済大臣会合で承認された物流分野を含め、現在の12の統合優先分野がある。

統合優先分野	調整国
農業産品	ミャンマー
航空旅行業	タイ
自動車	インドネシア
e-ASEAN (ICT)	シンガポール
エレクトロニクス	フィリピン
漁業	ミャンマー
保健医療	シンガポール
物流 (2007年に承認)	ベトナム
ゴム製品	マレーシア
繊維・アパレル	マレーシア
観光	タイ
木材産品	インドネシア

※調整国は、天然資源保有量、労働技能、価格競争力における比較優位ならびにASEAN経済への付加価値寄与により選ばれている。

■ 統合への取り組み

2004年の第10回ASEAN首脳会議において、ASEANの結束力と国際競争力の強化を目指して、明確な期限のもと段階的で迅速かつ体系的に優先分野を統合するため、具体的な実施措置を明らかにしていくとして、「統合優先分野のASEAN枠組み協定 (ASEAN Framework Agreement for the Integration of Priority Sectors)」が署名された。同協定では、11優先分野の共通措置 (common measures) として、自由化の対象に物品の貿易、

サービス貿易、投資を、貿易・投資円滑化のために原産地規則、関税手続き、規格・認証等への取り組みを、他に、知的財産権に関わる協力等、広範囲にわたる措置が盛り込まれている。さらに、付属の分野別統合議定書には、11分野それぞれを対象にした分野別措置 (specific measures) として、統合に向けたロードマップやネガティブリスト、対象品目が定められている。なお、分野別ロードマップには、全ての実施措置に実施機関と目標期限が明記されている。

優先分野の統合進展を受けて、2006年12月の第12回ASEAN首脳会議では、「統合優先分野のASEAN枠組み協定」の改正が行われた。改正協定では、共通措置ならびに分野別措置の改善、補完や新規の措置追加等が盛り込まれ、関税撤廃の実施措置の対象品目数 (AHTN) は、改定前の4,273から4,514に増えた (ただし、品目リスト全体の15%まではネガティブリストとして除外できる)。これらの対象品目の関税撤廃は、ASEAN自由貿易地域 (AFTA) 共通有効特惠関税 (CEPT) の実施目標である2010年 (CLMVは2015年) より3年前倒しして、2007年 (CLMVは2012年) までに実施することになっている。

■ 優先分野の統合の進捗

ASEAN事務局によると、ここ2年で電気・電子機器の貿易制限撤廃に向けた共通管理制度の創設や割安で域内旅行ができる“Visit ASEAN Pass”の発行等の措置を達成している (達成した措置についてはASEAN事務局ホームページに掲載の分野別ロードマップから確認できる)。今後は、12の優先分野が率先して統合を実現していくことにより、他の分野の統合に取り組む際の模範となっていくことが期待されている。

参考: 1. ASEAN事務局ホームページ <http://www.aseansec.org>
 2. ASEAN事務局 “Fact Sheet: 2007-AEC-002 Priority Sectors for Economic Integration”